

## 公募公告

次の通り公募に付します。

令和7年12月25日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 真理子

### 1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和8～10年度一般旅客自動車運送（タクシー）の業務委託
- (2) 履行期間 令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで
- (3) 概 要 本件は、独立行政法人日本芸術文化振興会が業務上で使用するタクシーについて、公募により業務委託を行うものである。

### 2. 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和7年度の「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加申請書の提出日から契約相手方決定の日までに、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という）、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 令和7年3月1日以降に、関東運輸局から事業の停止以上の行政処分を受けていない者であること。
- (6) 本件に関する以下の条件を全て満たすことが可能であること。
  - ① 東京都特別区の区域内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の免許を受けている者であること（当該免許を有する者で組織する協同組合を含む）。
  - ② 24時間配車可能な車両を330台以上保有しており、国立劇場構内（東京都千代田区隼町4番1号）、国立劇場養成所（東京都渋谷区代々木神園町3番1号 国立オリンピック記念青少年総合センター内カルチャー棟）及び国立能楽堂構内（東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号）に、原則として10分以内に配車できること。
  - ③ 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。
  - ④ 使用する車両については、常に最良の状態を保持するため、法定点検及び日常的な整備・点検を行うこと。また、車両を常に清潔且つ綺麗な状態に保つこと。
  - ⑤ 有効に使用できるタクシー乗車券（作成及び印刷等を含む）を無償で振興会に提供できること。
  - ⑥ 上記⑤のタクシー乗車券の使用による事務取扱手数料が無料であること。
  - ⑦ 振興会が供給者の無線タクシーを使用し下車する際、供給者の乗務員は、タクシー乗車券に乗車行走料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金及び有料駐車場料金等が正確に記入されている

ことを確認した上で、これを受け取ること。

⑧上記⑦に定める乗車走行料金についてタクシー乗車券に記入する金額は、供給者が関東運輸局長の認可を得た金額であり、車両に備付けの料金メーターに表示された金額とする。

⑨毎月の支払が可能であること。また、国立劇場構内及び国立劇場養成所並びに国立能楽堂構内毎の総括請求書及び使用単位（部課）毎の請求書の発行が可能であり、請求書は、国立劇場構内及び国立劇場養成所並びに国立能楽堂構内使用分に分け、それぞれを以下に掲げる担当部署に提出することが可能であること。

※国立劇場構内及び国立劇場養成所使用分

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課物品契約係

※国立能楽堂構内使用分

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号

国立能楽堂事業推進課事業推進係

（7）契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長）が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

### 3. 手続等

（1）契約条項を示す場所、参加要領の交付場所及び問合せ先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係 萩原

電話番号 050-1754-5981（直通）

（2）参加要領の交付期間及び方法

参加要領は、令和7年12月25日（木）から、独立行政法人日本芸術文化振興会HP（トップページ>入札情報一覧）又は上記（1）にて交付する。参加要領の交付は無料とする。

（3）参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和7年12月25日（木）から令和8年2月3日（火）午後5時まで

上記（1）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※（1）～（3）の受付は土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日（月）から令和8年1月3日（土）までを除く午前10時から午後5時までとする。

### 4. 契約相手方の決定方法

必要書類を提出期限までに提出し、上記2. に掲げた資格を全て満たすと契約担当役が認めた全ての者と契約する。ただし、契約は締結するが使用を確約するものではない。

### 5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金 免除

（3）誓約書の遵守 上記2.（7）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の申請又は契約を無効とするものとする。

（4）契約書作成の要否 要

（5）関連情報を入手するための照会窓口 上記3.（1）に同じ。

（6）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。

（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）

（7）詳細は参加要領による。